

山形県公報

平成28年8月24日(水)

号 外(31)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………………………………………………………………(健康福祉企画課)…1

山形県告示第764号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成28年8月24日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 知事指定薬物の名称
 - (1) エチル=2 [1 (4 フルオロベンジル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド] 3 メチル ブタノアート (通称名 EMB FUBINACA) 及びその塩類
 - (2) N- (1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名APP-CHMINACA、PX-3)及びその塩類
 - (3) 3-メトキシ-2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル) プロパン-1-オン (通称名Mexedrone、4-MMC-OMe) 及びその塩類
- 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

平成28年8月25日

